

令和3年4月27日

東大和市立小・中学校の保護者の皆様へ

東大和市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底と 家庭における感染症予防策のお願いについて

日頃より東大和市立学校の教育活動へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年4月23日付の文書にてお願いしたところですが、この度、国において緊急事態宣言が発出されたことを受け、東大和市立学校の対応について、下記のとおりといたしますので、改めてお知らせいたします。

また、ご家庭におきましても、下記事項を参考にいただき、感染症対策について、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、令和3年4月23日付の文書より追加した内容については、下線にて示しております。

記

1 学校における教育活動等の実施

緊急事態宣言解除まで当面の間、市としての感染症に関する方策に基づき、各学校において以下の感染症拡大防止対策を徹底した上で、教育活動を実施します。

(1) 学校における感染症予防策について

- 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階に応じた指導を継続して行います。
- 登校時においては、健康観察票の提出等により、児童・生徒の健康状態を把握します。健康観察票による確認ができなかった場合は、直ちに別室にて検温を行うとともに、風邪の症状などを確認します。
- 時間差をつけて校舎内に入室するなど、各学校において、登校時の混雑を避けるための工夫を行います。
- 児童・生徒が体調不良を訴えた場合には別室にて対応し、感染拡大防止のため、教職員を限定して対応に当たります。
- 児童・生徒間のスペースを、学級内で最大限確保します。
- 教室等の換気を行います。
- 多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、など）について、1日1回以上消毒を行います。
- 授業終了後、児童・生徒の速やかな下校を行います。

(2) 学習活動について

- 各教科等の指導に当たっては、教職員、児童・生徒は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染防止を図ります。なお、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行いません。

(3) 学校行事について

- 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事や、不特定多数の人が集まる市内外の場所へ出かける校外学習は中止とします。
- 移動教室、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、1学期までの実施については中止又は延期とします。

(4) 給食について

児童・生徒が対面して食事をする形態を避け、会話を控えるよう指導します。

(5) 部活動について

(裏面へ続く)

○ 4月26日より緊急事態宣言解除まで当面の間、中学校における部活動は、原則として行いません。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可能とし、大会等参加に伴う練習等も認めます。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底します。

○ 大会等に参加する場合は、各学校において、保護者の方に対し大会等への出場に関する文書を出した上で、出場についての同意書をご提出いただくとともに、各学校において、毎日、生徒の健康観察を行います。

(6) 保護者を対象とする教育活動等の参観について

緊急事態宣言解除まで当面の間、保護者の方を対象とする教育活動等への参観は控えさせていただきます。

(7) オンライン学習等への準備について

緊急事態宣言期間中に、児童・生徒の1人1台コンピュータを家庭に持ち帰り、各家庭のインターネットへの接続を確認することにより、1人1台コンピュータを活用したオンライン学習等の準備を進めていきます。

2 家庭における感染症対策のお願い

(1) ご家庭での3密の回避、マスクの着用、正しい手洗い・うがいの実施、咳エチケット等の徹底をお願いします。

(2) 毎朝自宅で検温を行うなど、お子様の体調管理には十分ご注意ください。なお、お子様自身やご家族等に何らかの症状がみられる場合は、無理せず自宅での休養をお願いします。

(3) ご家庭においても、十分な換気やご家族が手を触れる場所などの消毒、タオルなどの共用を避けるなどの感染症予防策への取組にご協力ください。

(4) 午後8時以降の不要不急の外出や、不要不急の都県境をまたぐ移動はご遠慮いただき、休日でもできる限り自宅にて過ごすようお願いいたします。また、買い物などで外出する場合においても、最小限の人数や時間をお願いいたします。

(5) 体調が悪い方や重症化のリスクが高い高齢者、基礎疾患のある方は、会食を極力お控えください。

(6) 同居しているご家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの徹底をお願いいたします。

(7) お子様自身又は同居のご家族が、新型コロナウイルス感染症を発症した場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに学校までご連絡ください。なお、休日の場合は、学校が指示する連絡方法による連絡をお願いします。→生徒に配布したお知らせを御覧ください(4/29及び5/1～5/5)

3 その他

(1) 今後、新型コロナウイルスの感染拡大などの状況の変化に伴い、上記事項の内容を変更する場合や、新たにお知らせする事項が生じた場合には、学校を通じて保護者の皆様にお知らせします。

(2) 学校において、児童・生徒及び教職員が、新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合は、学校から保護者の方へ、速やかに情報提供いたします。また、校内での集団感染が疑われる場合は、保健所の判断により、必要に応じて臨時休業を実施する場合があります。なお、感染者へのプライバシーや人権に配慮していただき、憶測による情報発信・誹謗中傷等を行わないよう、お願いいたします。

【問い合わせ先】

東大和市教育委員会 学校教育部教育総務課・教育指導課

電話番号 042-563-2111 (1510・1530)

FAX 042-563-5933